

日本古代における「太后」の語義

桜田 真理絵

はじめに―研究史の整理と問題の所在―

令制以前の天皇⁽¹⁾后妃⁽²⁾に関する研究において、主要な論点となつてい
るのは、様々な史料にみえる「太后」はなにかという点である。「大
后」に関する先行研究をみていくと、大別して四つの見解に分けること
ができる。①嫡妻説、②嫡妻とは別のポスト説、③前王の后妃説、④尊
称説である。①から順にみていく。

①嫡妻説 研究の起点となるのは、本居宣長『古事記伝』である。宣長
は、「太后は、字の任に意富岐佐伎と訓むべし。後の世の皇后なり。古
は天皇の大御妻等を后と申して、其中の最上なる一柱を、殊に尊みて大
后と申せし」と述べ、「太后」を令制皇后につながる嫡妻とみなした。⁽³⁾
岸俊男氏は、「太后」の理解については宣長の見解を継承したうえで、

令前成立の一次史料である「天寿国曼陀羅續帳銘」(以下、「續帳
銘」)や「法隆寺釈迦三尊像光背銘」(以下、「光背銘」)に「太后」
とあるのを根拠に、令前においては「太后」の使用が一般的であり、皇
后号成立以前は、天皇嫡妻には「太后」号が使用されていたと述べた。⁽⁴⁾
宣長・岸氏による見解は以後の研究において通説となり、岸氏以降は
「太后」制の成立時期、「太后」の役割に研究の関心が移っていった。⁽⁵⁾
②嫡妻とは別のポスト説 山尾幸久氏は、太后は終任であり一度太后と
なったものが死去するまで次の太后は立たないとする太后終任説を提唱
した。⁽⁶⁾ この見解を承けた仁藤敦史氏は、令前には現后妃・元后妃の区
別はなく、后妃の中で最上位のものを指す称号が「太后」であり、その
任は終任で、先代の死によって入れ替わるとした。⁽⁷⁾ 仁藤氏の見解は、
令前の天皇が先代の死によって代わると同様に、后妃の最上位の地位

も先代后妃の死によって代わるとするもので、最上位の後妃Ⅱ「大后」は嫡妻や現行の後妃とは別に存在する身位Ⅱポストとみなしている。⁽⁸⁾

③前王の後妃説 佐藤長門氏は、令前の嫡妻制を否定したうえで、「大后」は後の皇太后のような前王の後妃であり、その数も単独である必要はないとしている。⁽⁹⁾ 誤解のないよう確認すると、律令において皇太后とは天皇の生母である。⁽¹⁰⁾ 前王の後妃は複数存在することが可能であるが、天皇生母は一人である点で両者は厳密には異なる。よって佐藤氏は、天皇生母であるかどうかに関わらず、前王の後妃を「大后」とみなしているのである。氏の見解は、「大后」に何らかの権能を認めるのではなく、広く前王の後妃を指すとする点で、次の④尊称説に近いといえる。

以上の①～③説の根拠は、岸氏が論文のなかであげた古代成立の様々な史料にみえる「大后」であり、⁽¹¹⁾ いずれも「大后」を何らかの称号とみなして検討している。しかし、岸氏以降の研究において、岸氏があげた史料に立ち返った研究はなされておらず、また様々な史料に「大后」とみえることが、そのまま令前にその身位が存在したことの証明とはならない。それぞれの史料の性格を考えるべきであり、「大后」を簡単に大后制と結びつけるべきではない。⁽¹²⁾ 以上のような観点から注目されるのは、遠藤みどり氏による④尊称説である。

④尊称説 遠藤みどり氏は、主に①嫡妻説への批判として、『日本書紀』（以下、『書紀』）編纂以前の「大后」の事例を『書紀』・『古事記』・『繡帳銘』から抽出し、『書紀』における「皇后」像との比較をおこなった。そして『書紀』成立以前の「大后」を「皇女や天皇生母で

あったような重要視されたキサキを指す尊称」と結論づけ、制度的に確固とした「大后」の存在を否定している。⁽¹³⁾ 遠藤氏の見解は、「大后」が尊称であるとして、そのことがすなわち嫡妻制や大后制の否定につながるかという点について疑問が残るものの、「大后」という身位の存在を当然視してきた先行研究に対し、個々の史料に立ち返って検討することで異なる視角を提示した点で評価できる。しかし、岸氏が「大后」の用例としてかかげた史料はほかにもあり、七世紀以前に成立した史料に限った検討は、十分な批判とはいえないのではなからうか。

そこで注目されるのが、山崎かおり氏の研究である。山崎氏は、七～九世紀成立の文献にみえる「大后」の語義を網羅的に検討し、「大后」に通底する意味を「天皇と同格の権威をもつ后を指す語」と結論づけた。⁽¹⁴⁾ 山崎氏の結論部分については、「詔」を発した額田部皇女（敏達）や光明子（聖武）を天皇と同格とみなすことは可能であるが、⁽¹⁵⁾ 后妃として目立った動きをしない穴穂部間人皇女（用明）や倭姫王（天智）らをそのように判断した根拠に欠け、首肯することはできない。しかし、時期を限定せず古代を通じた「大后」の語義を検討するという方法、収集した「大后」史料については継承すべきである。

以上のことから本稿では、山崎氏が収集・検討した史料をもとに、七～九世紀の史料に通底する「大后」の語義を明らかにすることを目的として検討をおこなう。

一、『日本書紀』における后妃称号

『書紀』における后妃称号は、他の史料をみるときに基準として使用される。しかし、『書紀』において、后妃称号がどのように使用されているか検討しなければ、検討の基準に使うことはできない。皇后は淨御原令において制度化されたと考えられ、またそのほかの令制后妃（妃・夫人・嬪）については大宝令において制度化されたことが明らかにされている。⁽¹⁶⁾ そのため『書紀』における令制后妃称号はいずれも編纂時の潤色である。では、『書紀』はどのような論理のもとで、后妃称号を使用しているのだろうか。本章では「太后」検討の前提として、『書紀』における后妃称号を検討する。なお、「皇后」以外の称号はすでに別稿⁽¹⁷⁾で検討を加えたため概要のみ記す。

1. 令制后妃称号—皇后—

『書紀』においては、成務・反正・清寧・崇峻と女帝を除くすべての天皇に「皇后」が存在している。「皇后」が二人存在する天皇もいるが、必ず先代の死によって入れ替わるため、「皇后」は常に一人である。「皇后」とされる后妃の特徴については、遠藤みどり氏の整理がある。⁽¹⁸⁾

①神武く応神…次代の天皇生母が一律に皇后とされる。

②仁徳く安康…皇女と天皇生母が皇后となる。どちらもある場合は、片方の死去後にもう一方が立后する。

③雄略く天武…皇女もしくはそれに准ずるもの（二世王や三世王）が立后する。天皇生母は、皇女でなければ皇后とされない。

①から順に確認すると、①はそもそも皇女の後妃は存在せず、すべて次代の天皇生母である。②は皇女と天皇生母が「皇后」となっている。③はすべての天皇に皇女もしくは二世王・三世王の後妃が存在しており、その人物が「皇后」となっている。①く③の例外は、他氏出身の後妃と皇女の双方が立后している仁徳と敏達である。仁徳の場合、一人目の「皇后」である磐之媛は履中・反正・允恭という三天皇の生母であったこと、敏達の場合、一人目の「皇后」である広姫は舒明の祖母であったことによる系譜的事情により、立場を高めるために「皇后」とされたと考えられる。

以上から「皇后」は、基本的には皇女（もしくはそれに准じる皇族）であるが、皇女がいない場合には、天皇生母を「皇后」としたと考えられる。つまり、『書紀』における「皇后」は、皇女を最優先とする編纂方針のもとで統一を受けているのである。

2. 令制后妃称号—皇太后—

『書紀』における「皇太后」は、「皇太夫人」二例⁽¹⁹⁾・「皇太后天皇」一例⁽²⁰⁾を除けば十七例確認できる。先述のとおり令規における皇太后は、天皇生母である。『書紀』で「皇太后」とされる后妃は、比定に諸説ある欽明紀を除けば、すべて皇后経験者でかつ天皇生母となっている。

以上から『書紀』の「皇太后」は皇后経験者でかつ天皇生母となったものであり、編纂時に条件に合致する后妃を機械的に「皇太后」としたと考えられる。

3、独自の称号―元妃―

『書紀』には、「元妃」・「正妃」という表記がみられる。近藤左知子氏は、「元妃」が漢籍では「嫡夫人」を指す称号であることを明らかにし、「元妃」は皇后を除く后妃の筆頭であり、従来序列がないとされてきた皇后以外の后妃の間にも序列が見いだせるとした。⁽²²⁾しかし、「元妃」が漢籍に基づく称号である以上、当時の序列の反映とみなすのではなく、編纂時に何らかの意図によって付された潤色とみなすべきであろう。

「元妃」とされる后妃とその所生子をみると、韓媛（雄略）所生は清寧、目子媛（継体）所生は安閑・宣化、稚綾姫皇女（欽明）所生は石上皇子、小足姫（孝徳）所生は有間皇子というようになる。

生母が皇后ではない天皇は、清寧・安閑・宣化・用明・崇峻・推古であり、用明以下三名は欽明所生である。石上皇子は詳しい事績は不明であるが、生母が欽明の「皇后」である石姫の姉妹であること、欽明所生子で成人したものは皆有力な皇位継承候補者となっている点からすれば、有力な皇子であったが早くに死去したとみてよいだろう。有間皇子は、周知のとおり孝徳の有力な皇位継承候補者であった。

以上の点から「元妃」とは、天皇または有力な皇位継承者の生母に付

された称号と考えられる。意味としては、近藤氏が明らかにしたように、「皇后」の次の妻、皇后以外の后妃の筆頭とみるべきである。

4、独自の称号―正妃―

「正妃」とされる后妃は三人おり、神武皇后・五十鈴媛、欽明皇后・石姫、天武皇后・鶉野讚良皇女である。「正妃」について近藤氏は、「皇后」と通じる意味であるとするが、⁽²³⁾「尊正妃為皇后」（神武紀元年正月条）と記されるとおり、「皇后」となる前の称号とみるべきである。そこで「皇后」となった后妃が夫帝即位前から名前がみえる事例を掲げると次のようになる。

神武皇后・五十鈴媛 ↓皇太子 允恭皇后・忍坂大仲姫
雄略皇后・幡梭皇女 天武皇后・鶉野讚良皇女↓皇太子

これらの后妃のうち、神武・天武は即位前に皇太子となっているが、允恭・雄略は皇太子となっていない。よって「正妃」とは、皇太子妃であると考えられる。「正妃」のうち石姫は、欽明皇太子時代に名前は見えないが、即位前から婚姻していた、すなわち皇太子妃となっていたことを示すために、「正妃」としたのではなからうか。

以上、令制后妃称号である「皇后」・「皇太后」、『書紀』独自の称号である「元妃」・「正妃」について検討してきた。いずれの称号も論理的に解釈が可能であったことからすれば、『書紀』の後妃称号は、編纂時に該当する后妃に対し、統一的に称号を付すという編纂を経ていると考えられる。従来の令前后妃研究においては、『書紀』で「皇后」と

されることを重視したり、ほかの史料と対応させる際の基準として用いてきた。『書紀』が令前検討の基本史料であることに変わりはないが、その后妃称号に限っては、基準として使用することはできないことを念頭に置いて、今後検討をおこなう必要がある。

一、「太后」の語義

本章では、七〜九世紀成立の史料にみえる「太后」について検討していく。本章で検討する史料を掲げると次のようになる。なお、史料の典拠はそれぞれの史料の註に付した。「太后」について校訂注がある場合、諸本の異同も合わせて載せた。

①『古事記』、②『風土記』、③『日本書紀』、④『懷風藻』、⑤『万葉集』、⑥『続日本紀』、⑦『日本書紀』、⑧『上宮聖徳法王帝説』、⑨『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』、⑩『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』

①『古事記』

ほぼすべての天皇に「皇后」が存在し、わずかに「太后」の使用例がみられる『書紀』に対し、『古事記』における「皇后」の使用例は三例、「太后」は七人（三十四例）と対照的な使用方法となっている。『古事記』で「太后」とされる后妃は、いずれも『書紀』で「皇后」とされる。

では『古事記』における「皇后」・「太后」は、どのような意味で使用されているのであろうか。

まず「皇后」の用例をあげると次のようになる。

「史料1」『古事記』仲哀段⁽²⁴⁾

皇后、御年一百歳崩。

「史料2」『古事記』安康段

長田大郎女、為_二皇后_一。

「史料3」『古事記』清寧段

此天皇無_二皇后_一。亦無_二御子_一。

史料1は、仲哀后妃の息長帯比売である。息長帯比売（史料1）と長田大郎女（史料2）は、ともに別の場所ですべて「太后」とされるが、それだけでは「太后」と「皇后」が同一の意味なのか書き分けられているかは分からない。史料3も同様である。

次に「太后」は、神武段によれば、「求_下為_二太后_一之美人_上時」に大久米命が神武にすすめた「媛女」が伊須気余理比売であり、伊須気余理比売は神武死後に「嫡后」と記される。伊須気余理比売を明確に「太后」と記す記載はないが、神武との婚姻により「太后」となり、その意味するところは「嫡后」であったと考えられる。つまり「太后」は、天皇の嫡妻という意味なのである。

では具体的にどのような后妃を「太后」としているかをみていく。川副武胤氏の分類に従えば、『古事記』は各天皇毎に系譜・天皇の名・后妃子女・皇位を継承すべきことの表記・各氏族の始祖としての皇族の表

記・天皇の年齢や山稜の表記からなる〈記事〉とそのほかの〈物語〉とから成る。⁽²⁵⁾ 「大后」は〈記事〉に三例、〈物語〉に六人確認でき、両者は性格が異なるため分けて考察する。

はじめに〈記事〉の「大后」をあげると次のようになる。

〔史料4〕『古事記』仲哀段⁽²⁶⁾

又、娶_二息長帯比売命_一。〔是〕大后、生御子、香坂王・忍熊王。

〔二柱。〕

〔史料5〕『古事記』仁徳段

大雀命、坐_二難波之高津宮_一、治_二天下_一也。此天皇、娶_二葛城之曾都

毘古之女、石之日売命、〔大后〕、生御子、大江之伊耶本知気命。

〔史料6〕『古事記』継体段

又、娶_二意祁天皇之御子、手白髪命_一、〔是〕大后、生御子、天国押

波流岐広庭命。

息長帯比売命（史料4）と石之日売命（史料5）は、〈物語〉でも

「大后」とされるが、手白髪命（史料6）は〈物語〉には登場しない。

一見してわかるとおり、いずれも分註というかたちで記されている。

「大后」の分註について川副氏は、原作者によるものとみている。⁽²⁷⁾ 同

様の形式の記述であり、ある段階で一括して記述されたとみてよいだろう。

では三人の後妃のみ、「大后」と記された理由は何であろうか。

矢嶋泉氏は、仁徳から武烈までの仁徳皇統、継体から『古事記』撰進を命じた天武に至る継体皇統という『古事記』における皇位継承の構成を明らかにした。⁽²⁸⁾ 矢嶋氏の研究に従って、仁徳以下の皇位継承を整理

すると次のようになる。

仁徳からはじまる皇統は、履中系と允恭系とに分裂するが、それも含めてすべてを仁徳皇統としてとらえれば、仁徳と武烈までの継承は、后妃の出自・所生子の有無・物語によつてその道筋を辿れるように描かれている。そして継体を基点として継体皇統がはじまるが、仁徳皇統と継体皇統の系譜的・文脈的接続は、仁賢皇女・手白髪命と継体との婚姻によつておこなわれる。さらに継体―欽明―敏達―日子人太子（押坂彦人大兄王子）、『古事記』には描かれませんがそれに続く舒明―天武まで皇統が継続することとなる。以上が、『古事記』の皇位継承であるが、その基点となっている天皇はいうまでもなく仁徳と継体である。そして仁徳と継体の后妃が、「大后」の石之比売命と手白髪命なのである。つまり、「大后」は、『古事記』の系譜上の基点となる天皇の後妃に付されているのである。同様の観点からみれば、息長帯比売命の夫帝・仲哀は倭武命の子であり、先帝・成務に子がいないことからすれば、一代ではあるが皇統の断絶がある。そのため仲哀は、倭建命からはじまる皇統の始点なのである。したがって、息長帯比売命に付された「大后」は、仲哀の後妃であったことによるものと考ええる。⁽²⁹⁾

続いて〈物語〉に登場する「大后」は、比婆須比売命（垂仁）・息長帯比売命（仲哀）・石之比売命（仁徳）・忍坂之大中津比売命（允恭）・長田大郎女（安康）・若日下部命（雄略）の六人である。〈物語〉の「大后」については、先述の川副氏による検討がある。川副氏によれば「大后」とされる后妃は、第一に〈物語〉に登場する后妃である。第二

に石之比売命が葛城曾都比古の女であるのを例外として、出自が皇女または皇族である。第三に長田大郎女と若日下部命以外は天皇の生母である（しかし、両后妃は皇女である）という。³⁰⁾ 六人の后妃は、すべて川副氏の分類に当てはまる。つまり『古事記』は、〈物語〉に登場する后妃のうち一人を「太后」とするに当たって、皇女（または皇族）と天皇生母のうち一人に対し「太后」という称号を付したのである。皇女と天皇生母の優先順位は、ほかに皇女の後妃がいるにも関わらず、氏族出身でかつ天皇生母の石之比売命（仁徳）を「太后」としていることから、天皇生母を優先したと考えられる。

以上、『古事記』の「太后」についてまとめると次のようになる。「太后」は、天皇嫡妻を指す語句である。このうち〈記事〉の「太后」は、系譜の基点となる天皇の後妃に付された語句である。一方〈物語〉の「太后」は、〈物語〉に登場する后妃のうち一人に付されたもので、天皇生母、いなければ皇女（または皇族）という優先順位で付されていた。論理的に解釈可能である点からすれば、『古事記』の「太后」もまた編纂時の潤色であり、当時の実態を反映したものではないといえる。このような『古事記』の編纂方針は、皇女と天皇生母を優先する『書紀』の「皇后」の編纂方針と似ている。『古事記』において「太后」とされる后妃が『書紀』で「皇后」とされるのは、このような編纂方針の近似によると考えられる。

③ 「風土記」

「風土記」は、和銅六年（七一三）に成立した官撰地方誌である。「伊予国風土記」逸文に「太后」がみえる。

「史料7」 「伊予国風土記」逸文⁽³¹⁾

伊予国風土記曰、(中略) 天皇等、於湯幸行降座五度也。以下大帶日子天皇与①太后八坂入姫命二軀と為二度也。以下帶中日子天皇与②太后息長帯姫命二軀と為二度也。以上宮聖德皇と為二一度。(中略) 以岡本天皇并③皇后二軀と為二度。于レ時、於大殿戸有榎与臣木。於其木、集止鴈与此米鳥、天皇為此鳥、枝繫穂等、養賜也。以後岡本天皇・近江大津宮御宇天皇・淨御原宮御宇天皇三軀と為二度。此謂幸行五度也。

天皇などによる五度の伊予行幸について述べた史料であるが、そのなかで「太后」・「皇后」がみえる。①は景行后妃の八坂入姫、②は仲哀后妃の息長足姫尊、いわゆる神功皇后である。③は舒明の後妃であるが、具体的に誰を指すかは書かれていない。では史料7において、「太后」・「皇后」は、どのような意味で使用されているのであろうか。

「風土記」は『書紀』に先行する史料で、「記紀」の規制を受けない「天皇」や「皇后」の姿が描かれる。「風土記」を通覧すると、「常陸国風土記」において日本武尊は「倭武天皇」と記され、その妃である大楠比売命は「皇后」とされる。また「風土記」にはほかに「皇后」として、狭穂姫（垂仁）と息長足姫命（仲哀）がみえる。「尾張国風土記」逸文では、狭穂姫の皇子が言葉覚えなかつたとする伝承が記され

る。息長足姫命（神功皇后）の伝承は、各地の「風土記」に残っている。『書紀』において垂仁の「皇后」は二人おり、狭穗姫の死後に二人目の日葉酢媛命が立后している。先述のとおり『書紀』の「皇后」は編纂時に統一を受けているため、狭穗姫を『書紀』と同様の方針から「皇后」とする伝承は、「風土記」成立時点ではまだ成立していなかった。そのため大橋比売命や狭穗姫、神功皇后に対する「皇后」は、『書紀』や律令制下の用法とは直接結びつかない語句であり、その意味するところは后妃に対する最上級の尊称ではないかと考えられる。

以上の点を踏まえた上で史料7をみていくと、①八坂入姫は、『書紀』では景行の二人目の「皇后」で、一人目の播磨稻日大郎姫の死後に立后している。両后妃と景行との婚姻は『古事記』にもみえるため、景行の後妃であったという伝承は「風土記」編纂時にはすでに存在していたと考えられる。しかし、狭穗姫の場合と同様に八坂入媛を「皇后」とする認識が、『書紀』成立以前に存在したとは考えにくい。そのため「皇后」ではなく「太后」という言葉が使用されたとも考えられる。しかし、それだけでは最上級の言葉として「皇后」を知っていたにも関わらず「皇后」が使用されなかった理由、③のみ「皇后」とした理由が不明確となる。

舒明による伊予への行幸は、『書紀』や『万葉集』にもみえる。『書紀』には随行した后妃は記されていないが、⁽³²⁾『万葉集』においては舒明が「太后」と行幸したとする記載のあと、斉明天皇が舒明との行幸を回顧していることから、⁽³³⁾「(一)における舒明后妃は后妃時代の皇極・斉

明、宝皇女であることがわかる。『書紀』・『万葉集』と「伊予国風土記」との一致から、この行幸は実際に行われたもので、宝皇女が帯同したことがわかる。ではなぜ宝皇女のみ「皇后」と記されたのであろうか。八坂入姫・息長足姫命と宝皇女との最大の違いは、女帝としての即位である。先述のとおり「風土記」は、『書紀』や律令に規制されず、后妃に対する最上級の尊称として「皇后」を使用していた。そうであるとすれば、宝皇女に対する「皇后」は、女帝として即位したことによる尊称であり、八坂入姫・息長足姫命に対する「太后」は、それと区別した語句であると考えられる。⁽³⁴⁾以上から、「伊予国風土記」逸文における「太后」は、「皇后」とは書けない事情から書き分けた表現であり、恐らくは「皇后」より一段下の語句として書かれていると考ええる。

◎『日本書紀』

『書紀』においては、五例の「太后」がみえる。

〔史料8〕『日本書紀』雄略二十年冬条⁽³⁵⁾

百濟記云、盖鹵王乙卯年冬、狛大軍来。攻大城七日七夜。王城降陷。遂失_二尉礼_一。国王及太后・王子等皆没_二敵手_一。

〔史料9〕『日本書紀』継体六年十二月条

（前略）故太后_二氣長足姫尊_一、与大臣武内宿祢、每_レ国初置_二官家_一。为海表之蕃屏、其来尚矣。（後略）

〔史料10〕『日本書紀』天智四年（六六五）二月丁酉（二十五日）条
間人太后_レ薨去。

〔史料11〕『日本書紀』天智四年（六六五）三月己卯朔（一日）条
為「間人太后」、度三百三十人。

〔史料12〕『日本書紀』天智十年（六七二）十月庚辰（十七日）条

天皇疾病弥留。勅喚東宮引入臥内。詔曰、朕疾甚。以「後事」

属汝云々。於是再拜称疾固辞不受曰、請奉洪業付「属太后」。

令大友王奉宣諸政。臣請願、奉為天皇出家脩道。天皇許焉。

東宮起而再拜。便向於内裏仏殿之南。踞坐胡床、剃除鬢髮。

為沙門。於是天皇遣次田生磐送袈裟。

史料8は百濟記にひかれた百濟の後妃であり、検討からは除外する。

史料9は、史料10・史料11のように名前の後に「太后」と記されるのではなく、前に書かれており、史料10〜11とは性格が異なると考える。氣長足姫尊は皇后から皇太后となり、天皇生母ともなっているが、ここではそれら称号と結びつく語句ではなく、伝承上の偉大な后妃である神功皇后に対する尊称として使用されていると考えられる。

史料10〜史料12はいずれも天智紀にみえ、史料10・11は間人皇女（孝徳）、史料12は倭姫王（天智）を指している。天智紀は古い形態を残していると考え、史料10〜12はしばしば『書紀』の原史料において「皇后」は「太后」と記されていたことの根拠とされる。しかし、一章で確認した通り『書紀』の後妃称号はすべて編纂時の潤色であるため、「皇后」||「太后」とは考えられない。よって本稿では、『書紀』の後妃称号としてみた場合、原史料の残存としてみた場合の双方の観点から、史料10〜12を解釈してみたい。

編纂された史料として「太后」を考える場合、『書紀』において間人皇女は、孝徳紀では一貫して「皇后」、天智紀では「間人皇女」または「太后」と記され、「皇后」・「皇太后」と記されることはない。天智紀においてなぜ間人皇女は「皇太后」とされないであろうか。先述のとおり『書紀』における「皇太后」は、「皇后」経験者でかつ天皇生母となった人物にのみ付された称号である。皇極・斉明天皇が天智紀において「皇太后天皇」と記されるのは、元「皇后」でかつ天智天皇の生母であったことによるものである。間人皇女は、「皇后」経験者ではあるが、天皇生母とはなっていないため、「皇太后」とすることはできなかった。また、天智紀における「皇后」は倭姫王、「皇太后天皇」は皇極・斉明天皇であり、これらの称号を付すこともできなかった。つまり、天皇生母ではない元皇后の称号が問題となり、採用されたのが「太后」だったと考えられる。倭姫王に対する「太后」についても、同様に解釈することが可能である。史料12によれば、病により死期を悟った天智は、同母弟の大海人皇子（のちの天武）に即位を要請するが、大海人皇子はこれを断り、倭姫王（||「太后」）に即位を求めた。天智紀の記述ではあるが、大海人皇子（天武）の言葉の中で「太后」と呼ばれていることから、大海人皇子の視点から書かれた記述である。倭姫王も間人皇女と同様に、「皇后」経験者ではあるが、天皇生母とはならなかった。したがって、倭姫王に対する「太后」も天皇生母ではない元皇后の称号と考えられる。

では原史料の残存と考えた場合は、どうであろうか。史料12と対応し

て注目されるのは、次の記事である。

〔史料13〕『日本書紀』天武即位前紀四年十月庚辰（十七日）条

天皇臥病、以痛之甚矣。於是遣蘇賀臣安麻侶、召東宮引入大殿。時安摩侶、素東宮所好。密顧東宮曰、有意而言矣。

東宮於茲疑有陰謀而慎之。天皇勅東宮授鴻業。乃辞讓之曰、臣之不幸、元有多病。何能保社稷。願陛下下天下附皇_后。仍立大友皇子。宜為儲君。臣今日出家、為陛下欲修功德。天皇聽之。即日、出家法服。因以收私兵器、悉納於司。

史料13は天武即位前紀の記事で、史料12と同日の内容を記している。

そのなかで倭姫王は「皇后」と記されている。ここから倭姫王は原史料で「太后」と記されていたことになる。しかし、『書紀』における「皇后」の作為性を重視すれば、原史料ですべての「皇后」表記が「太后」であったとは考えがたい。とすれば、なぜ二人の后妃がこの部分において「太后」とされているのかを別の観点から考える必要がある。

私見では、令制以前に天皇の後妃間に制度的な序列はなかったと考えられるが、后妃・皇女らのうち一人が筆頭となる時が存在する。それが夫帝（母帝）の殯宮奉仕者となる時である。和田葦氏は、天皇の殯では男性は喪主として葬送儀礼に加わり、近親女性（皇后・皇太后・皇女・妃・夫人・嬪）は殯宮奉仕者として殯宮に籠もるとした。⁽³⁷⁾ 近親女性が完全に殯宮に籠もっていたとする点については批判もあるが、⁽³⁸⁾ 筆頭となる女性を中心として近親女性が殯宮に奉仕するという点は、和田氏の指摘の通りであろう。そして、斉明の殯では女の間人皇女が、天智の

殯では后妃の倭姫王が殯宮奉仕者の筆頭を務めたと考えられる。⁽³⁹⁾ 斉明

の殯期間は斉明七年（六六一）十一月から天智六年（六六七）二月の埋葬までであり、天智の殯期間は天智十年（六七二）十二月からであるが埋葬時期は不明である。したがって、間人皇女が「太后」と記されるのは斉明の殯期間であり、倭姫王は天智死去、殯開始の直前に「太后」とされたことになる。以上からすれば、「太后」は殯宮奉仕者の筆頭を務めた（務める）近親女性を指す語句と考えられないだろうか。

ここまで『書紀』における「太后」について検討してきた。神功皇后に対する「太后」は尊称である。間人皇女と倭姫王に対する「太后」は、称号と考えた場合は天皇生母ではない元皇后の称号、原史料と考えた場合は殯宮奉仕者の筆頭女性を指すという解釈が可能である。

④ 『懷風藻』

『懷風藻』は、天平勝宝三年（七五一）成立の漢詩集であり、天智期からおおよそ九十年間のあいだにおける漢詩一二〇首を作者別・年代順に配列したものである。『懷風藻』釈智蔵伝には、「太后天皇世」という記載がみられる。

〔史料14〕『懷風藻』釋智蔵伝⁽⁴⁰⁾

智蔵師者、俗姓禾田氏。淡海帝世、遺_二学唐国_一。時吳越之間、有_二高学尼_一（中略）太_二后_一天皇世、師向_二本朝_一。同伴登_二陸_一、曝_二涼經_一書。法師開_二襟对_一風曰、「我亦曝_二涼經_一典之奥義。」（後略）
智蔵の略伝を時代順に記した箇所であり、ここにおける「太后天皇」

は持統であると考えられる。『懐風藻』にみえるほかの後妃称号から、「太后天皇」の意味を考えていく。『懐風藻』にみえる后妃称号は、「皇后」一例・「皇太后」一例で、「皇后」は釈道融伝にみえ、藤原光明子を指している。問題となるのは「皇太后」である。

〔史料15〕『懐風藻』葛野王伝

（前略）高市皇子薨後、皇太后引王公卿士於禁中、謀立日嗣。時群臣各挾私好、衆議紛紜。王子進奉曰、我國家為法也。神代以来、子孫相承、以襲天位。若兄弟相及、則乱從此興。仰論天心、誰能敢測。然以人事推之、聖嗣自然定矣。此外誰敢問然乎。弓削皇子在座、欲有言。王子叱之、乃止。皇太后嘉其言定國、特閔授正四位、拜式部卿。時年三十七。

史料15は、高市皇子没後に「皇太后」が群臣を集め、皇太子を選定したときの史料である。この時実際に皇太后の立場にあたる女性は存在せず、また群臣を集めて皇太子を選定できる女性は、当時天皇であった持統以外にあり得ない。したがって「皇太后」は、持統を指している。そうであるとすれば、史料14の「太后」は「皇太后」の略称で、「太后天皇」は「皇太后天皇」という意味で記されていることになる。

ではなぜ「太后天皇」と記されたのであるのか。「太后天皇世」は「淡海帝世」（釈智蔵伝）のように天皇の治世を表す表現である。そのため『懐風藻』编者および読者は、「太后天皇」と記せば持統治世であることが分かったことになる。つまり、『懐風藻』が成立した八世紀半ば当時、「太后天皇」は持統という共通認識が存在していたのである。

ではそのような認識は何に起因するのであろうか。私見では、持統が称制したことによると考えたい。持統と他の女帝との最大の違いは称制であり、后妃でありながら天皇として執政した持統を、当時の人々は「太后天皇」と観念したのである。史料の性格は異なるが『日本靈異記』においても、持統の治世を「太后天皇」・「大后天皇」と記し、ほかの女帝とは異なる表記をしており、同様の観念の存在を指摘できる。

最後になぜ「皇太后」が用いられたかを検討する。中国において称制は、新帝が幼少であるため皇太后が皇帝大権を代行することをいう。持統の場合、自身の子である草壁皇子の即位を待つ間に先帝后妃の立場で執政した称制の形態は、中国の事例に近似している⁽⁴¹⁾。そのため持統による執政は、中国の事例と同様に「皇太后」の立場で執政したものと観念され、「太后天皇」と呼称されたと考えられるのである。

以上、『懐風藻』における「太后天皇」について検討してきた。「太后天皇」は、「皇太后天皇」と同様の意味であり、后妃の立場で執政（称制）した持統に対する語句であるということができるといえる。

④ 『万葉集』

『万葉集』における「太后」は、次の史料16と史料24の九例で、すべて題詞・左注にみえる。

〔史料16〕『万葉集』卷一―八左注⁽⁴²⁾

右、檢山上憶良大夫類聚歌林曰、飛鳥岡本宮御宇天皇元年己丑九年丁酉十二月己朔壬午、天皇・皇太后幸于伊予湯宮。後岡本

宮馭¹。宇天皇七年辛酉春正月丁酉朔壬寅、御船西征、始就²于海路³。

庚戌、御船泊⁴于伊予熟田津石湯行宮⁵。天皇、御覽昔日猶存之

物⁶、當時忽起⁷感愛之情⁸、所以因製⁹歌詠¹⁰、為¹¹之哀傷也。即此

歌者天皇御製焉。但額田王歌者、別有¹²四首¹³。

〔史料17〕『万葉集』卷二十一四七題詞

天皇聖躬不予之時、太后¹⁴奉御歌一首。

〔史料18〕『万葉集』卷二十一四八題詞

一書曰、近江天皇聖体不予、御病急時、太后¹⁵奉獻御歌一首。

〔史料19〕『万葉集』卷二十一四九題詞

天皇崩後之時、倭¹⁶太后¹⁷御作歌一首。

〔史料20〕『万葉集』卷二十一五三題詞

太后¹⁸御歌一首。

〔史料21〕『万葉集』卷二十一五九題詞

天皇崩之時、太后¹⁹御作歌一首。

〔史料22〕『万葉集』卷十九一四二四〇題詞

春日祭神之日、藤原太后²⁰御作歌一首

〔史料23〕『万葉集』卷十九一四二六八題詞

天皇・太后²¹共幸²²於大納言藤原家之日、黄葉沢蘭一株拔取、令

持²³内侍佐々貴山君²⁴遣²⁵大納言藤原卿并陪從大夫等²⁶御歌一首

〔史料24〕『万葉集』卷二十一四四五七題詞⁽⁴³⁾

天平勝宝八歲丙申二月朔乙酉廿四日戊申、太上天皇・天皇・太后²⁷

幸²⁸行於河内離宮²⁹。經信以³⁰壬子³¹伝³²幸於難波宮³³也。三月七日、

於³⁴河内国伎人鄉馬國人之家³⁵宴歌三首

『万葉集』の題詞・左注には、「太后」は九例（四人）・「皇后」は

二人（磐姫・光明子）・「夫人」は三人（石川夫人・五百重娘・氷上

娘）という后妃称号がみられる。「皇太后」はみられない。「太后」の

対象は、史料16は斉明天皇の歌で、后妃時代に舒明とともに行幸した

「昔日」を回顧して書かれた歌であるため、宝皇女である。史料17〜20

は天智期の歌群で、史料19に「倭太后」とあることから、天智后妃の倭

姫王である。史料21は天武期の歌群のなかにみえるが、この記述のみで

は対象は不明である。史料22〜24は、いずれも皇太后時代の光明子（聖

武）である。

はじめに光明子に対する「太后」をみていくと、史料22〜24はすべて

皇太后転上後の歌であり、『万葉集』において「皇太后」は使用されな

いことから、光明子に対する「太后」は、皇太后の略称であると考えら

れる。

続いて史料16の「太后」は、「類聚歌林」の引用であり、史料17〜21

の「太后」とは異なる。先述のとおり、史料16に記される舒明と宝皇女

の伊予行幸は、「伊予国風土記」逸文にもみえ（史料7）、史料7では

宝皇女の称号は「皇后」となっており、「類聚歌林」の内容と比較する

と所伝の不一致がみられる。この一例のみから明らかにすることはでき

ないが、「皇后」と似た意味で記されていると考える。

次に史料17〜21にみえる「太后」を検討する。二人の後妃に対する

「太后」は、どのような意味で使用されているのであろうか。まず、

『万葉集』題詞・左注の書き方から考えてみたい。廣瀬公彦氏によれば、題詞・左注には文脈によって次のような身分的階層がみられる。⁴⁴⁾ 詠歌標示部（歌と詠者との関係を示す表現）にみえる身分は、Ⅰ天皇、Ⅱ皇后・皇子女、Ⅲ王以下の三階層に分けることができ、さらにそれぞれ①製作や贈答を示さない表現、②製作を示す表現、③贈答を示す表現に区分して検討すると、次のような結果が得られる。Ⅰ・Ⅱは「御」字を付し、Ⅲは付さないことを大枠とする。その枠組みのもとで②製作を示す場合、Ⅰは「製」字を用い、Ⅱ・Ⅲは「作」字を用いる。③贈答を示す場合、Ⅰは「賜」字を用い、Ⅱ・Ⅲには用いない。以上が廣瀬氏の検討結果であるが、ここに后妃の場合を当てはめて、「大后」はどの階層にあたるのか考えてみたい。まず、「皇后」と皇太后の意味で使用される「大后」、「夫人」に対する詠歌標示部の表記を抽出すると次のようになる。

- 「磐姫皇后」…「御作歌」(二一八五) ↓Ⅱ②
 「藤原皇后」…「奉天皇御歌」(八一―一六五八) ↓Ⅱ③
 「藤原皇后」…「藤原皇后御作」(一九―四二二四) ↓Ⅱ②
 「藤原太后」…「御作歌」(一九―四二四〇) ↓Ⅱ②
 「藤原夫人」…「奉和歌」(二一―一〇三) ↓Ⅲ③
 「石川夫人」…「歌」(二一―一五四) ↓Ⅲ①

廣瀬氏は、「皇后」の事例はⅡに含めて考察しているため当然の結果ではあるが、「皇后」・皇太后の意味の「大后」はⅡに当てはまる。一方、「夫人」は天皇の后妃ではあるが、Ⅲ王以下の項目に分類される。

この点から、后妃のあいだにも皇后・皇太后とそれ以外という身分的階層性が見いだせる。「大后」の詠歌標示部をみると、史料17は「奉御歌」、史料18は「大后奉献御歌」、史料19は「御作歌」、史料20は「御歌」、史料21は「御作歌」と、すべてⅡに当てはまる表記がなされている。以上のことから「大后」は、皇后・皇太后と同様の意味で記されていることがわかる。いずれも皇后制成立以前の后妃であり、倭姫王は天皇生母となっていないこと、天武后妃で天皇生母となった后妃はいないことからすれば、皇太后はあてはまらず、皇后に准じる意味で記されていると考えられる。

では三名の後妃に限り、なぜ「皇后」は使用されず「大后」と記されたのであろうか。とはいえ、複雑な編纂過程を経ている『万葉集』について、確定的な語義を明らかにすることは難しいため、試論として私見を述べてみたい。

一般に巻一・二は古い選定であるとされるが、磐姫の歌の左注では『書紀』を引いている。⁴⁵⁾ よって倭姫王を『書紀』と同様の意味で「皇后」とする認識は、すでに存在していたと考えられる。⁴⁶⁾ 史料17～20は天智死去の際の歌群であり、史料21は天武死去の際の歌である。この点から『書紀』の史料10～12のように史料17～21の「大后」を殯宮奉仕者と考えることはできないだろうか。天武の場合、「太上天皇」の歌として持統の歌を載せるのみであるが、⁴⁷⁾ 天智の場合は倭姫王のほかに、額田王（巻二―一五二）・舍人吉年（巻二―一五二）・石川夫人（巻二―一五四）の歌がみえ、殯宮挽歌の歌群をなしている。「皇后」とする所

伝があるにも関わらず、「太后」を用いていることに意義を見いだすならば、「皇后」を用いない理由があつたためであると考えられ、さらに天智・天武の后妃の例はともに天皇の殯に際しての歌であることをことに注目すれば、「太后」は殯に際した呼称と考えられる。

以上、『万葉集』の「太后」については、次のようにまとめることができる。史料16は「類聚歌林」のなかの記述であり、「皇后」と類似した尊称であると考えられる。史料17・21は、従来のように「皇后」と類似した語句と考えることもできるが、あえて「皇后」を使用していないこと、殯の際の歌であることに注目すれば、殯宮奉仕者の筆頭女性に対する尊称であつた可能性が考えられる。史料22・24は、光明子に対するもので「皇太后」の略称である。以上のように三種類の「太后」が見いだせる理由は、史料16は「類聚歌林」の引用であること、史料17・21は古い選定である巻二の歌群であるという巻毎の性格・成立過程に起因すると考えられる。

⑤ 『続日本紀』

『続日本紀』（以下『統紀』）には、五例の「太后」を確認することができ、いずれも皇太后時代の光明子（聖武）を指している〔表1〕。そのため『統紀』における「太后」は、皇太后の略称である。しかし、「皇太后」はほかの箇所では略されずに記されており、なぜ「太后」と記されたのが問題となる。

五例のうち、No.3は光明子の「詔勅」、⁽⁴⁸⁾ No.5は光明子の墓伝である。

「詔勅」については後述する。『統紀』の墓卒伝は、編者の関心に基づく取捨選択・編纂を受けている。⁽⁴⁹⁾ 光明子の場合も同様の可能性が想定できる。残るNo.1・2・4は異なる編纂を受けた箇所とは考えにくく、『統紀』の地の文であると考えられる。

次に、「皇太后」の用例をみていく。「皇太后」は、二十四例確認できる〔表2〕。内訳は、詔勅は十例（No.1・4・6・7・9・11・12・16・18・22）、上表は二例（No.5・10）、即位前紀は二例（No.8・21）、墓卒伝は二例（No.14・20）、言葉の中で記されるものは一例（No.3）、高野新笠に関するものは二例（No.23・24）となる。詔勅・上表は、正式な文書であるため語句を正確に記す必要があつたと考えられ、即位前紀・墓卒伝は異なる編纂を受けている箇所である。また、言葉の中で記されたNo.3は、橘奈良麻呂の変の際の小野東人の自白であるが、臣下から皇太后を呼称した記事であるために正確な名称で記された可能性、奈良麻呂の変の経緯を整理して記事とする際に編纂を受けた可能性が考えられる。高野新笠に関するNo.23・24は、高野新笠に対する皇太后号の追贈はNo.23・24よりあとのことであり、後に編纂された記事である。No.2・13・15・17・19の五例は、そのような編纂が想定されないため、『統紀』の地の文である可能性が高い。

ここまですべてを整理すると、『統紀』においては、「太后」の一例（表1—No.3光明子の「詔勅」）を例外として、詔勅・上表文という正式な文書、即位前紀など後に編纂・整理を受けている記事については、正確に「皇太后」と記されている。一方、地の文では「太后」と「皇太后」が

混在している。また、光明子薨伝ではひとつの記事の中で「太后」と「皇太后」が混在している。よって次に、地の文で両者が混在している法則性、光明子の「詔勅」における「太后」・「皇太后」、光明子の薨伝について検討する。

まず、地の文における「太后」・「皇太后」の混在についてみていく。地の文の「太后」・「皇太后」をみると、「太后」は巻二〇以前にのみみえ、「皇太后」は一例（表2―No.2）を除き巻二一以降に集中していることがわかる。⁽⁵⁰⁾『統紀』の編纂過程は複雑であるが、巻二〇以前は淳仁期にまとめられた「曹案」をもとに編纂され、光仁・桓武期に段階的に編纂された巻二一以降とは異なる編纂過程を経ている。また、巻二〇以前は、基となった稿本が疎漏なものだったために、巻二一以降に比べ記述が簡素であるとされる。このような『統紀』の編纂過程と合わせて考えれば、巻二〇以前は地の文では原則として皇太后は「太后」と記され、巻二一以降は原則として「皇太后」と記されているということがわかる。唯一の例外である表2―No.2については、光明子の「詔勅」と合わせてみていく。

詔勅であるにも関わらず「太后」と記される表1―No.3と、巻二〇以前の地の文でありながら正確に「皇太后」と記される表2―No.2は、いずれも同じ記事における光明子の「詔勅」である。

〔史料25〕『続日本紀』天平宝字元年（七五七）七月戊申（二日）条（前略）更召入右大臣以下群臣、①皇太后詔曰、汝（多知）諸者吾近姪（奈利）。又豎字卿等者天皇大命以汝（多知乎）召而屢

詔（志久）、朕後（尔）②太后（尔）能仕奉（利）助奉（礼止）詔（伎）。又大伴佐伯宿祢等（波）、自遠天皇御世、内（乃）兵（止）為而仕奉来。又大伴宿祢等（波）吾族（尔母）在。諸同心（尔）為而皇朝（乎）助仕奉（牟）時（尔）、如是醜事者聞（曳）自。汝（多知乃）不能（尔）依（弓志）如是在（良志）。諸以明清心皇朝（乎）助仕奉（礼止）宣。

光明子の「詔勅」について検討するために、天皇以外による「詔勅」についてみていく。『統紀』や『万葉集』では、太上天皇や皇太后の命令も「詔勅」と表記する。太上天皇の場合、令規に詔勅発布を可能とする規定はなく、また実際の「詔勅」はいずれも皇位継承に関わる遺詔や口勅、天皇の同意や同席がある場合に限られ、公式令に規定された詔勅とは異なる。⁽⁵²⁾皇太后の場合も同様に、令規に三后の詔勅発布を可能とする規定はみられない。光明子の「詔勅」は、その直前に孝謙天皇が詔しているため、天皇との同席の場における「仰せ」であって、正式な詔勅ではないと考えられる。よって、表1―No.3が「詔勅」であるにも関わらず皇太后を「太后」と記するのは、正式な文書作成の過程を経ない皇太后の「仰せ」であるためであり、これが巻二〇以前の内容である点からすれば、他の地の文と同様に略されて書かれていたと考えることができる。一方、表2―No.2に当たる傍線部①は、巻二〇以前の内容であるにも関わらず「皇太后」と記された理由が問題となる。太上天皇の命令は「高野天皇口勅」のように命令主体の個別名が書かれることがある。個別名は、天皇の場合には記されることはない。それは天皇による

詔勅が天皇の個別意志ではなく、太政官などの承認を経た国家意思として高められたことによるもので、一方の太上天皇や皇太后による命令は個別意志による命令であることを明示するために、個別名が書かれた。⁽⁵³⁾ 光明子の「詔勅」に記される「皇太后詔」も、それが皇太后による命令であることを明示するために書かれたものであり、とりわけ天皇の詔と並べて記されているために、その命令主体が皇太后であることを明確にする必要がある、あえて「皇太后詔」と書かれたと考えられる。なお、表1—No.4は、光明子の「詔」を「太后詔」と記すが、これは史料25の場合、天皇の詔と合わせて掲載する際に、その命令主体が皇太后であることを明示するために、編纂時に書き入れられたものであるからではないか。

最後に光明子薨伝についてみていく。光明子薨伝では同一記事内で「皇太后」と「太后」が混在している。内容によって区切って示すと、次のようになる。

〔史料26〕『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）六月乙丑（七日）条
①天平応真仁正皇太后崩。

②姓藤原氏。近江朝大織冠内大臣鎌足之孫。平城朝贈正一位太政大臣不比等之女也。母曰贈正一位県犬養橘宿祢三三代。

③(1)皇太后幼而聡慧、早播声誉。勝宝感神聖武皇帝儲武之日、納以為妃。時年十六。接引衆御。皆尽其歡。雅閑礼訓、敦

崇弘道。神龜元年、聖武皇帝即位、授正一位、為大夫人。生高野天皇及皇太子。其皇太子者、誕而三月立為皇太子。神

龜五年天而薨焉。時年二。天平元年、尊大夫人為皇后。湯沐之外、更加別封一千戸及高野天皇東宮封一千戸。(2)太后仁慈、志在救物。創建東大寺及天下国分寺者、本(3)太后之所勸也。又設悲田・施藥兩院、以療養天下飢病之徒也。勝宝元年高野天皇受禪。改皇后宮職曰紫微中台。妙選勳賢並列台司。宝字二年、上尊号曰(4)天平応真仁正皇太后。改中台曰坤宮官。

④崩時春秋六十。

内容は、①死去の事実、②係累、③事績などから構成される伝の部分、④年齢に分けることができる。「皇太后」及び「太后」がみられるのは、①死去の事実と③伝の部分である。このうち①死去の事実は、同一記事とはいえも薨伝ではなく地の文とみなせる。先の巻ごとの「太后」・「皇太后」の分布状況に照らし合わせれば、巻二の地の文であり、巻二一以降は地の文では「皇太后」と記されるという傾向に合致している。③「伝」の部分は、氏族から提出された「功臣家伝」を基に書かれているとされる。光明子の薨伝には疎漏が目立つが、これは藤原氏から提出された伝自体に疎漏があったものと考えられる。③伝の部分には四箇所の「皇太后」・「太后」がみられる（傍線部(1)〜(4)）。このうち(4)は尊号賜与の部分のため除くと、(1)は正式に「皇太后」と記され、(2)・(3)は「太后」と記される。伝の部分の疎漏は、氏族から提出された伝の疎漏に由来すると考えられる。「皇太后」と「太后」の混在の理由は不明であるが、或いは伝の一番はじめで正式に「皇太后」と記したために、残

りは省略して記したのではなからうか。

ここまで『統紀』の「太后」について考察を重ねてきた。その結果をまとめると次の三つの原則にまとめられる。

- (1) 『統紀』では、詔勅・上表などの正式な文書、即位前紀など後に編纂された部分では正確に「皇太后」と記される。
- (2) 卷二〇以前の地の文では「太后」と記される。
- (3) 卷二一以降の地の文では「皇太后」と記される。

(1)の例外である光明子の「詔勅」における「太后」（表1—No.3）は、光明子の「詔勅」が正式な文書ではないためであり、地の文として考えれば、(2)の原則に合致する。(2)の例外である「皇太后詔」（表2—No.2）は、命令主体の個別名を明示するために書かれたものであり、或いは編纂時に書き入れられた可能性が高い。光明子薨伝における伝の部分では、「皇太后」と「太后」が混在している。混在の理由は不明であるが、藤原氏から提出された伝自体の疎漏に由来すると考えられる。

⑥ 『日本靈異記』

『日本国現報善悪靈異記』（以下、『靈異記』）は、延暦から弘仁年間に成立した薬師寺僧景戒による仏教説話集である。『靈異記』には「太后」が二例みられる。

『史料27』『日本靈異記』上巻25縁⁽⁵⁴⁾

故中納言從三位大神高市万侶卿者、太后天皇時忠臣也。有記云、朱鳥七年壬辰二月詔諸司、当三月三將幸行伊勢。（後略）

『史料28』『日本靈異記』下巻38縁⁽⁵⁵⁾

（前略）①其天皇之太后同諾樂宮坐時、挙天下国、而歌咏言、（中略）如_レ是歌咏。然而②彼帝姫阿倍天皇並太后御世之天平勝宝九年八月十八日、改為天平宝字元年。即年儲君道祖親王、從大宮之_レ殿出、投居獄殺死。並黃文王・塩焼王、又氏々人等、俱殺死。又宝字八年十月、大炊天皇為皇后所_レ賊、輟天皇位、退_レ於淡路国_レ逼。並仲丸等、又氏々人、俱殺死也。彼先_レ天下_レ歌詠者、此親皇_レ滅表相。③又同太后坐時、挙天下国、而歌詠言。（中略）帝姫阿倍天皇御世之天平神護元年歲次乙巳年、始弓削氏僧道鏡法師、与皇后同_レ枕交通、天下政相撰治天下。彼_レ歌詠者、是道鏡法師之与皇后同_レ枕交通、天下政撰表答也。④又同太后時、咏言、（中略）如_レ是咏言。是当_レ知。（後略）

史料27の「太后天皇」は、「朱鳥七年」という年紀が持統六年に当たするため、持統天皇である。上巻26縁では同じく持統を指して、「大皇后天皇」とみえ、「大后天皇」は、「大皇后天皇」と同様の意味で記されていることがわかる。史料28①④にみえる「太后」は、いずれも皇太后時代の藤原光明子である。

「太后」についてみる前に、『靈異記』における皇族の表記や天皇・后妃称号について検討したい。『靈異記』は律令制下の史料ではあるが、律令用語について必ずしも正確ではない。例えば、二世王である長屋王を「親王」と記したり（中1）、同様に二世王の道祖王を「道祖親王」と記載する（下38）。天皇の治世についても、正史によれば淳仁天皇の

即位五ヶ月前のことであるにも関わらず「大炊天皇御世」と記される(中39)⁽⁵⁶⁾。したがって、『靈異記』は、律令や実際の記録に厳密にそくしておらず、あくまで景戒からみた天皇像・后妃像として記されていることに注意が必要である。

以上の点を踏まえたうえで、次に后妃称号と天皇表記から持統の「大后天皇」についてみていく。『靈異記』にみえる后妃称号は、額田部皇女(敏達)を指す「皇后」(上5)、持統を指す「大后天皇」(上25)・「大皇后天皇」(上26)、光明子を指す「太后」と孝謙・称徳を指す「皇后」(下38)のみである。わずかな事例からは、なぜ持統が「大后天皇」とされたのかを考察するのは難しい。

次に天皇名の表記をみていく。『靈異記』にみえる天皇名を天皇ごとに表にしたのが「表3」である。佐藤長門氏によれば、天皇名の表記方法には、Ⅰ「(諱・諡)天皇」タイプ、Ⅱ「○○宮御宇天皇」タイプ、Ⅲ「○○宮(御宇・治天下)＋(諱・諡)天皇」タイプの三類型が存在し、基本形はⅢタイプで、ほかはその略称である。⁽⁵⁷⁾天皇の治世を表記する場合、自らの治世の一番はじめの説話でⅢタイプが使用され、以後の説話ではⅠタイプもしくはⅡタイプで記される。はじめて名前が登場した場合でも、別の天皇の治世の場合は、ⅠタイプもしくはⅡタイプで記される。例えば孝徳天皇は、用明天皇の治世下で登場するため、唯一登場する場面であるがⅠタイプで表記されている(上5)。しかし、ⅠⅢの類型に当てはまらない天皇が存在する。それが持統と孝謙・称徳である。孝謙・称徳の場合、「諸楽宮御宇太八州国之帝姫阿倍天皇」

(下1)や「帝姫阿倍天皇」(下3など)のように「帝姫」という語句が含まれているものの、類型としてはⅠ・Ⅲタイプに分類できる。問題は持統であり、ⅠⅢの類型にまったく当てはまらない。ではなぜ持統は「大后天皇」と記されたのであろうか。『懷風藻』の項でも指摘した通り「大后天皇」という表記は、景戒や説話の読者にとって、そのように記せば持統と分かったことを示している。この点について佐藤長門氏は、『懷風藻』の「皇太后」との対照から、持統を当時皇后から即位した代表的人物とする共通認識が存在したとみなしている。⁽⁵⁸⁾その可能性も高いが、私見ではやはり即位前の称制が関係していると考ええる。称制が八く九世紀にどのように捉えられたかは別に検討する必要があるが、后妃の立場で天皇と同様に執政したことを表現したのが、「大后天皇」だと考えられる。その場合の「太后」「大皇后」は、実際に皇后となつたか否かとは結びつかない。

次に、光明子に対する「太后」について考察する。正史と対照すると、史料28①④はすべて皇太后時代を指すことから、皇太后の略称とも考えられるが、その場合傍線部①の聖武は太上天皇でなければならず、この説話においても天皇の治世や后妃名は正確には書かれていない。『靈異記』を通覧すると、「太上天皇」とされるのは聖武のみで、天皇の中では聖武に対して最も敬意を払う表現がなされている。そのような観点からみれば、先述の孝謙・称徳に付された「帝姫」とは、聖武を基点とした語句であると考えられ、同様に光明子に対する「太后」も、聖武后妃であったことによる表現と考えられる。また、下巻38縁という説話の

中に限れば、説話における「天皇」は聖武であり、太上天皇時代の孝謙は「皇后」、光明子は「太后」と記されている。孝謙に対する「皇后」については諸説あるが、⁽⁵⁹⁾「太上天皇」とも「天皇」とも記すことができなかったために、女性皇族に対する最上級の語句として用いたのが「皇后」だったのではなからうか。実際に孝謙・称徳の呼称は下巻38縁のなかで、聖武からみた呼称は「朕子阿陪内親王」、孝謙天皇時代は「帝姫阿倍天皇」、孝謙太上天皇時代（淳仁治世）は「皇后」、称徳天皇時代は「帝姫阿倍天皇」もしくは「皇后」と変化し、「太上天皇」が使われることはない。以上のような考えが成り立つとすれば、光明子に対する「太后」とは、「皇后」と書き分けた敬意表現であると考えられる。その場合、「太后」は聖武皇后という立場に対して付けられたものではあるが、「皇后」とは書き分けられた語句であるといえる。

以上、『靈異記』における「太后」についてまとめると、持統に対する「大后天皇」は、后妃として称制した持統に対する尊称であり、光明子に対する「太后」は聖武皇后であったことに對する尊称である。これらの語句はそれぞれ「皇后」とは結びつかない語句として使用されていたのである。

④『上宮聖徳法王帝説』

『上宮聖徳法王帝説』（以下、『帝説』）は、平安初期に成立した厩戸皇子（聖徳太子）に関する伝記史料であり、今は失われた「天寿国曼陀羅繡帳銘」などの史料を含む。『帝説』には、四箇所に「太后」がみ

えるが、それぞれ史料としての性格が異なるため分けて考察する。『帝説』第一部は、その巻頭にあたり、厩戸の父母とその兄弟について記している。その中で厩戸生母の「穴太部間人王」を「太后」と記している。

〔史料29〕『上宮聖徳法王帝説』第一部⁽⁶⁰⁾

伊波礼池辺双槻宮治天下橘豊日天皇、娶庶妹穴太部間人王為大后、生兒、厩戸豊聡耳聖徳法王、次久米王、次殖粟王、次茨田王。又、天皇、娶蘇我伊奈米宿祢大臣女子、名伊志志那郎女、生兒、多米王。又、天皇、娶葛木当麻倉首、名比里古女子、伊比古郎女、生兒、乎麻呂古王、次須加豆古女王。〔此王、押察伊勢神前、至于三天皇也。〕合、聖王兄弟七王子也。

用明の三人の后妃のうち「太后」とされるのは、穴穂部間人皇女のみである。その理由は『帝説』という史料の性格から考えて、厩戸の生母であったことによると考えられる。該当部分のみでは確証に欠くが、史料29についてはひとまずそのように考えておきたい。

続いて、第三部二段に収載されているのは、「法隆寺釈迦三尊像光背銘」である。「光背銘」の成立年代については諸説あるが、銘文は光背を含めた三尊像と一体の制作であることを明らかにした東野治之氏の見解に従い、⁽⁶¹⁾厩戸皇子の死後まもなく制作されたものと考ええる。「光背銘」には、「鬼前太后」という記載がみられる。

〔史料30〕「法隆寺釈迦三尊像光背銘」（『上宮聖徳法王帝説』第三

法興元世一年、歳次辛巳十二月、鬼前太后崩。明年正月二十二日、上宮法王、枕病弗愈。于食王后、仍以劳疾、並著於床。時、王后・王子等及与諸臣深懷愁毒、共相發願、仰依三宝、当造积像尺寸王身。(後略)

「鬼前太后」の対象は、厩戸皇子の生母である穴穂部間人皇女である。「光背銘」もまた、令前に「太后」という身位が存在したことの根拠とされてきた。しかし、考慮されなければならないのは史料の性格である。「光背銘」は、銘文によれば厩戸皇子と穴穂部間人皇女の死を悼んで、王后・王子・諸臣が願を「相發」して造ったもので、そこに王権の意図は介在しない。そのため厩戸皇子を「法王」と記すのである。したがって、穴穂部間人皇女に対する「太后」も、現行の後妃制度とは関係せず、厩戸皇子の生母であることによる尊称と考えられる。

さて、第三部三段にも「太后」がみえるが、この部分は第三部二段を平安初期に解釈した部分となっている。「光背銘」の「鬼前太后」を用いて解釈しているため、この事例を「太后」の事例には含めることはできない。しかし、「鬼前太后」を平安初期にどのように解釈したかを知ることができる。

〔史料31〕『上宮聖徳法王帝説』第三部三段

积日、(中略)鬼前太后者、即聖王母、穴穂部間人王也。云鬼前者此神也。何故言神前皇后者、此皇后同母弟、長谷部天皇、石寸神前宮治天下。若疑、其姊穴穂部王即其宮坐故、称神前皇后也。(後略)

これによれば、「鬼前太后」とは穴穂部間人皇女で、「鬼」とは「神」の意味であるから、「鬼前太后」＝「神前皇后」の意で、崇峻天皇の「石寸神前宮」にいたためにそのように呼ばれたとする。この記述からは、「太后」を「皇后」と解釈していることがわかる。しかし、先述したように、「光背銘」の「太后」には王権の意志は介在しておらず、平安初期に「太后」を「皇后」と解釈したことが、「太后」＝「皇后」ということを証明することにはならない。

続いて「繡帳銘」を収めた第三部四段についてみていく。「繡帳銘」は厩戸皇子の死後に、その妃であった橘大郎女の発願により造られた刺繍である。その成立年代については、銘文中に「天皇」が使用されているために天皇号の使用開始問題も含み、推古期・天武―持統期とする説や光明子による説⁽⁶⁴⁾など諸説ある。天皇の諡号はその死後に付されることから、推古諡号を含む「繡帳銘」は推古期には造れないことなどを根拠に天武―持統期とした東野治之氏の見解に従いたい。

「繡帳銘」は、前半に厩戸皇子と橘大郎女との婚姻を中心とした系譜が、後半には銘文の由緒が記されている。⁽⁶⁵⁾系譜部分のみをかかげると次の通りである。

〔史料32〕「天寿国曼陀羅繡帳銘」(『上宮聖徳法王帝説』第三部四段)

斯帰斯麻宮治天下天皇、名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃弥己等、娶巷奇大臣名伊奈米足尼女名①吉多斯比弥乃弥己等為太后。生名多至波奈等已比乃弥己等。妹名等已弥居加斯支移比弥乃弥己等。

復、娶大后弟、名②乎阿尼乃弥己等為后。生名孔部間人公主。斯
 婦斯麻天皇之子、名蕤奈久羅乃布等多麻斯支乃弥己等、娶庶妹名
 ③等已弥居加斯支移比弥乃弥己等為大后。坐乎沙多宮治天下。生
 名尾治王。多至波奈等已乃弥己等、娶庶妹名④孔部間人公主為
 大后。坐瀆辺宮治天下。生名等已乃弥々乃弥己等。娶尾治大王之
 女名⑤多至波奈大女郎為后。(後略)

まず「繡帳銘」における「天皇」と「大王」についてみていく。「繡
 帳銘」においては、「天皇」のほかに「大王」が使用される。このうち
 「天皇」は欽明と推古(由緒部分)であり、敏達や用明は「天皇」とさ
 れない。一方、「大王」とされるのは、厩戸(由緒部分)と橘大郎女の
 父である尾治王である。この点から「天皇」と「大王」は、時代的前後
 関係ではなく、全く別の意味として使い分けられていることが指摘でき
 る。

次に「后」と「大后」についてみていく。后妃称号は「后」・「大
 后」が使用され(傍線部①〜⑤)、「皇后」は使用されない。「大后」
 は堅塩姫(欽明)・額田部皇女(敏達)・穴穂部間人皇女(用明)で、
 「后」は小姉君(欽明)と橘大郎女(厩戸)である。ここで注目したい
 のは、天皇の妻ではない橘大郎女に対しても「后」が使用されているこ
 とである。ここから「后」と「大后」の書き分けは、天皇の妻のうち嫡
 妻(Ⅱ大后)かそれ以外(Ⅲ后)かという書き分けでは記されていない
 ことがわかる。岸俊男氏は、「繡帳銘」の「后」と「大后」の書き分け
 から、推古期(岸氏は、成立年代を推古期とする)には大后制が成立し

ていたとした⁽⁶⁶⁾。また成清弘和氏は、「繡帳銘」で「大后」とされる人
 物と『書紀』で「皇后」とされる人物を対応させ、所伝が古い「繡帳
 銘」を優先すべきとした⁽⁶⁷⁾。しかし、「繡帳銘」はあくまで厩戸皇子と
 橘大郎女の系譜であり、そこに王権の意志は介在せず、律令制国家によ
 って編纂された『書紀』の系譜と対応させて検討することはできない。
 以上から、「繡帳銘」の「大后」は、「皇后」の前身称号ではないとい
 うことができる。

では「后」と「大后」は、どのように書き分けられているのであろう
 か。そこで「大后」の対象者についてみていく。一人目の堅塩姫は、銘
 文において厩戸皇子の父である用明と推古「天皇」の生母として記載さ
 れている。二人目の額田部皇女は、欽明天皇の女で敏達天皇と婚姻し、
 橘大郎女の父・「尾治大王」の生母として記されている。三人目の穴穂
 部間人皇女は、欽明天皇の女で用明天皇と婚姻し、厩戸皇子(由緒部分
 「我大王」)の生母として記される。以上の三人の共通点をあげると、
 いずれも「天皇」または「大王」の生母であることが指摘できる。つま
 り、「繡帳銘」における「大后」は、銘文中の重要人物(「天皇」また
 は「大王」)の生母に付された尊称なのである。先にも述べたとおり、
 この記述から「大后」を皇后の前身称号とみなすことはできない。

以上、『帝説』における「大后」について検討してきた。第一部の
 「大后」は、厩戸生母の穴穂部間人皇女に対する尊称、「光背銘」(第
 三部二段)は同じく穴穂部間人皇女への尊称、第三部三段はその解釈部
 分、「繡帳銘」(第三部四段)は銘文中で「天皇」または「大王」とさ

れる人物の生母に対する尊称である。『帝説』における「太后」や「法王」の表記は、あくまで『帝説』独自の用法であつて、そこに王権の意思は介在しない。よつて『帝説』の記述から、令前に「太后」という身位が存在したことを証明することはできないのである。

①「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」

「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」（以下、「元興寺縁起」）は、天平十八年（七四六）十月に僧綱所の牒を受けた元興寺が、翌年二月に勘録牒上した伽藍縁起と寺財目録である。「元興寺縁起」には、「太后大々王」という語句が見られる。

〔史料33〕「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」⁽⁶⁸⁾

崩第十一年辛丑年、他田天皇大前①太后大々王白、先己丑年、大父租大臣後言、（中略）壬寅年、②太后大々王与池辺皇子二柱、同心牟久原殿措井〔遷〕。（中略）爾時、櫻井道場者、③太后大々王命以莫犯也。（中略）次椋撰天皇治〔天〕下時、戊申年、送三六口僧、名令照律師・弟子惠念・令威法師・弟子惠勲・道嚴法師・弟子令契。及恩卒首真等四口工人并金堂本様奉上。今此寺在是也。時聡耳皇子、大々王大前白、昔百济国乞遣法師等及工人奉上。是事為三云何。時④太后大々王各宣、（中略）時聡耳皇子、⑤太后大々王大前曰、弘三仏法事、官既許賜。今為三云何。時⑥太后大々王、聡耳皇子与三〔馬〕古大臣二人告宣（後略）

①～③は敏達期、④～⑥は崇峻期で、いずれも推古天皇として即位す

る前の額田部皇女を指している。即位後は、「大々王天皇」または「天皇」と記される。ではなぜ額田部皇女に対し、このような表記がなされたのであろうか。

「元興寺縁起」における天皇名の表記方法には、敏達を指す「他田天皇」、崇峻を指す「椋撰天皇」などがみえ、それぞれの名称は宮の所在地に基づく。⁽⁶⁹⁾ そのためこのような表記がなされない推古の表記は特殊であるといえる。

表記の理由は、元興寺の由緒にある。「元興寺縁起」序文には、元興寺は推古及び諸臣の発願により創建されたとされたこと、縁起文にはその経緯が記されている。そのため推古は、「元興寺縁起」における中心的な人物であった。つまり、推古への「太后大々王」は、そのような推古に対する尊称であると考えられる。

②「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」

「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」（以下、「大安寺資財帳」）は、法隆寺や元興寺とともに天平十八年（七四六）の勅により作成され、縁起文と寺財が記されている。

〔史料34〕「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」⁽⁷⁰⁾

（前略）天皇将崩賜時、勅太后尊〔久〕、此寺如意造建、此事為事給耳。尔時後置基宮御宇天皇造此。寺司阿倍倉橋麻呂、穂積百足二人任賜。（後略）

ここにおける「天皇」は舒明であり、舒明の勅を受けた「太后尊」は、

「後置基宮御宇天皇」（＝斉明天皇）であるから、「太后尊」は后妃時代の皇極・斉明、つまり宝皇女である。縁起文によれば大安寺は、厩戸皇子から託された舒明天皇が創建に大きく関与しており、舒明は縁起の中心人物である。そのため宝皇女に対する「太后」は、舒明后妃であること、もしくはその後即位して舒明の遺志を継いだことに起因するもので、その意味するところは尊称であると考える。

三、「太后」の語義の分析

第二章においては、㉠㉡の史料にみえる「太后」の語義を検討してきた。各節の結論をまとめると、次のようになる。

㉠『古事記』

〈記事〉：系譜の基点となる后妃への称号。

〈物語〉：嫡妻。天皇生母 あるいは皇女のうち一人が「太后」とされる。

㉡『風土記』：女帝に対する「皇后」と書き分けた表記。

㉢『日本書紀』

史料9 尊称。

史料10～12 天皇生母ではない元皇后の称号、または 殯宮奉仕者への尊称。

㉣『懷風藻』：「皇太后」と同義で、称制した持統への敬意表現。尊称。

㉤『万葉集』

史料16 尊称。皇后と類似した意味。

史料17～21 殯宮奉仕者への尊称。

史料22～24 皇太后の略称。

㉦『続日本紀』：皇太后の略称

㉧『日本靈異記』

持統：称制した持統への敬意表現。尊称。

光明子：「皇后」と書き分けた聖武后妃に対する尊称。

㉨『上宮聖徳法王帝説』

第一部：厩戸皇子の生母であることによる尊称。

光背銘：厩戸皇子の生母であることによる尊称。

繡帳銘：「天皇」または「大王」の生母に対する尊称。

㉩「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」：縁起の中心人物である推古への尊称。

㉩「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」：縁起の中心人物である舒明の後妃であること、もしくは天皇として即位し、舒明の遺志を継いだ斉明に対する尊称。

㉠から㉩の史料のうち、㉠『古事記』・㉢『書紀』（称号と想定した場合）は、「太后」を称号として用いている。称号は、独自の語句を創出する場合もあるが、多くは律令用語であったり漢籍の語句であったりと、何らかの由来があったり通底する語義があつてはじめて使用されるものと考えられる。また、㉣『懷風藻』と㉤『靈異記』上25の持統に対する

する「太后天皇」・「大后天皇」は、八世紀の持統に対する認識を反映させた表記である。両史料では別の箇所を持統を「皇太后」・「大皇后」というように令制后妃称号でも表記するが、これらを含めて持統に対する表記を考えると、実際にその地位にあったかどうかではなく、稱制をした持統の事績に最も即した語句として用いられたのが「大后」だったのである。これらの史料における「大后」も、通底する語義があつてはじめて採用されたと考えられる。そのため、これら四つの史料については一ひとまずおき、ほかの史料から「大后」の語義を検討する。

まず、「大后」が単独で使用される⑩『帝説』・⑪「元興寺縁起」・⑫「大安寺資財帳」から、「大后」の語句を検討していくと、これらの史料はすべて独自の縁起文としての性格が強く、王権の意志が介在しない史料であつた。これらの史料における「大后」は、后妃もしくは重要な人物の生母に対する尊称として使用されており、⑬の「光背銘」・「繡帳銘」においては天皇の後妃ではない人物に対しても「后」が使用されていた。以上の事例から、「后」とは天皇もしくはそれに准じる人物（聖徳太子など）の後妃を指す語句であり、「大后」はそれに「大」という美称を付した語句で、その意味するところは尊称であるということができる。

次に「大后」と「皇后」が併記される事例から(⑭・⑮・⑯)、「大后」の語義を検討する。⑰「風土記」の書き分けは、「皇后」は女帝、「大后」はそれ以外の后妃に対して使用されており、「皇后」は后妃を示す最上級の言葉として、「大后」と書き分けられていた。⑱『万葉

集』は「皇后」と書くことができるにも関わらず「大后」が用いられ、あえて使い分けられていた。⑲『靈異記』下38は、「皇后」は孝謙・称徳天皇、「大后」は光明皇太后であり、「皇后」は「天皇」も「太上天皇」も使えないなかで女性皇族を指す最上級の言葉として使用され、「大后」は「皇后」を使用できないなかで採用された語句であつた。⑳・㉑・㉒にみえる書き分けから、「大后」は「皇后」という語句が使えなかつたり、もしくは「皇后」と区別して表記したいときに、それに代わる語句として使用されていることを指摘することができる。

以上から、「大后」とは天皇（もしくはそれに准じる人物）の妻に対する尊称であり、「皇后」と書けない場合や書き分けたい場合には、それを「皇后」に代わる語句として使用されることもあつたといふことができる。

以上の検討結果から⑳『懷風藻』と㉑『靈異記』上25の事例と、㉒『古事記』・㉓『書紀』の事例とを考えると、前者の持統に対する「大后天皇」は、后妃の立場で執政した持統に対する観念を表すことができる語句こそが、后妃に対する尊称である「大后」であつたといふことができる。後者の場合も同様に、古代において広く后妃に対する尊称として使用されていた「大后」を㉔『古事記』の場合は嫡妻、㉕『書紀』は天皇生母ではない元皇后の称号として採用したと考えられる。

最後に複数の史料で「大后」とされる后妃を確認し、先行研究の妥当性を検証したい。複数の史料で「大后」とされる后妃を抽出すると、表4のようになる。

「表4」複数の史料で「大后」とされる后妃

No.	后妃名	夫帝	史料	備考
1	息長足姫命	仲哀	古事記、日本書紀、風土記	神功皇后
2	額田部皇女	敏達	繡帳銘、元興寺縁起	推古天皇
3	穴穂部間人皇女	用明	光背銘、繡帳銘	
4	宝皇女	舒明	万葉集、大安寺資財帳	皇極・斉明天皇
5	倭姫王	天智	万葉集、日本書紀	
6	鵜野讚良皇女	天武	懷風藻、靈異記	持統天皇
7	藤原光明子	聖武	万葉集、靈異記	

No.1 神功皇后は、記紀・風土記に様々な伝承が残る后妃であり、一つの史料の中でも「皇后」と記されたり「大后」と記されたりする(④・⑤・⑥)。「大后」は尊称であったり(⑦)、皇后と書き分けた表記として記されていた(⑧)。(⑨) No.2・4・6は女帝であり、No.2 額田部皇女は⑩『帝説』・⑪「元興寺縁起」、No.4 宝皇女は⑫『万葉集』・⑬「大安寺資財帳」と、いずれも縁起や伝記に多くみえる。No.6 持統に対する表記は、先述のとおりである。この結果からわかるのは、複数の史料で「大后」とされる后妃は、神功皇后か女帝がほとんどであり、后妃のなかでも様々な史料に事績が残りやすい著名な后妃であるといえる。

先行研究においては、令前に「大后」という身位が存在したことを前提とし、それを①嫡妻・②嫡妻とは別のポスト・③先王の后妃・④尊称とみなして検討をおこなっていた。①②③説のような想定が可能であれば、史料に現れる「大后」の語義は、すべて同一の解釈となるはずである。しかし、これまで述べてきたとおり、「大后」に共通する語義は、

天皇(またはそれに准じる人物)の后妃に対する尊称であり、史料の記載内容によってその対象は、嫡妻であったり天皇生母であったりした。よって何かひとつの身位に固定した語義は、確認できなかった。以上から、様々な史料に「大后」とみえることを根拠に、「大后」という身位が存在したとはみなすことができず、①②③説の解釈は成り立たない。もし、「大后」という身位が存在したならば、複数の史料にみえる「大后」はもつと多いはずである。④尊称説は、七世紀以前成立の史料に限った検討であったが、本稿ではその時代幅を九世紀初頭成立まで拡大して検討を試みた。大枠の結論は④尊称説と同じであり、それを補強するものとなったと思われる。

おわりに

日本古代における「大后」について、その通底する語義を検討してきた本稿をまとめると次のようになる。

- 1、令前の史料を検討する際に、しばしば基準として使用される『書紀』の后妃称号は、令制后妃制度成立以前であり、編纂時の統一が想定される。『書紀』にみえる令制后妃称号(皇后・皇太后)と独自の称号(元妃・正妃)は、いずれも論理的に解釈可能であり、編纂時に該当する后妃に画一的に称号を付したと考えられる。この点から『書紀』后妃称号を、令前史料検討の基準として用いることは

できない。

2、七〜九世紀に成立した史料にみえる「太后」に通底する語義は、天皇（またはそれに准じる人物）の後妃に対する尊称であり、嫡妻であつたり天皇生母であつたりという固定した身分に対応する語句ではない。「太后」は、「皇后」と書けない場合や書き分ける必要がある場合には、「皇后」に代わる語句として用いられることがあつた。『古事記』や『書紀』では、「太后」を称号として用いるが、それは古代において広く使用されていた「太后」という語句を、編纂時に称号として採用したためであると考えられる。

以上から、「太后」を何らかの身位とみなして検討してきた先行研究は成立せず、遠藤みどり氏が述べたように「太后」は尊称として解釈すべきであるといえる。しかし、「はじめに」でも述べた通り、太后制存在の根拠とされてきた史料を何らかの身位とは解釈できないという本稿の結論が、ただちに嫡妻制や后妃間序列の否定にはつながらない。遠藤氏の見解は、嫡妻制の存在まで否定しているところに論理の飛躍がある。とはいえ、私見でも嫡妻制は存在しなかったと考えている。今後の研究的課題は、令前后妃間の序列の有無、后妃は具体的にはどのような存在形態であつたのか、何らかの権限は持っていたのかという実態の検討である。⁽⁷⁾このような観点からの研究は、ほとんどみられない。本稿で明らかにした通り「太后」とは何かという間に意味はなく、今後は后妃の実態に視点を移して検討を進めていく必要がある。以上については今後の課題とし、本稿を締めくくりたい。諸兄のご批正を賜れば、幸い

である。

註

- (1) 天皇号の成立については諸説あるが、私見では早くとも天智期であると考える。しかし、本稿では大王・天皇は区別せず、「天皇」と表記する。
- (2) 天皇の妻は「后妃」と記し、「キサキ」は使用しない。令制以前の后妃の名称は、史料によって異なることがあるが、特に注記しない限り基本的に『書紀』の名称を用いる。皇后・妃・夫人・嬪という称号は令前には存在しないため、令前后妃の称号は括弧をつけて記載する。令制下の后妃については、正史の表記に従う。
- (3) 大野晋編『本居宣長全集』（十巻、「古事記伝」、筑摩書房、一九六八年）。
- (4) 岸俊男「光明立后の史的意義」（『日本古代政治史研究』、一九六六年、初出一九五七年）。
- (5) 主な研究として、大后の成立時期を安閑—宣化期、性格を殯宮での天皇靈奉斎とする吉田晶氏「古代国家の形成」（『岩波講座日本歴史』二、岩波書店、一九七五年）、成立を堅塩媛（欽明）、性格を所生皇子の地位強化とする成清弘和氏「大后についての史料の再検討」（『日本古代の王位継承と親族』岩田書院、一九九九年、初出一九七九年）、成立を手白香皇女（継体）、大后を天皇の共同統治者とする小林敏男氏「大后制の成立事情」（『古代女帝の時代』校倉書房、一九八七年）などが挙げられる。
- (6) 山尾幸久『日本国家の形成』（岩波書店、一九七七年）。

- (7) 仁藤敦史「古代女帝の成立」(『古代王権と支配構造』吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇〇三年)。
- (8) 「太后」を現行の後妃とは切り離して考えるという点では、小林敏男氏(前掲註(5)論文)の見解に類似する。
- (9) 佐藤長門「書評 荒木敏夫『日本古代王権の研究』」(『歴史学研究』八三六、二〇〇八年)
- (10) 『令義解』公式令平出条皇太后項。
- (11) 岸氏は、「太后」の用例として次の史料をあげている。
『古事記』・『書紀』・『伊予国風土記』逸文・『万葉集』・『日本霊異記』・『続日本紀』
- (12) 小林敏男氏は、『書紀』よりも「繡帳銘」を重視する成清弘和氏(前掲註(5)論文)に対する批判のなかで、「繡帳銘」を分析し、「銘文は縁起文であるのだから、太后表記は追称であって、したがって太后表記を簡単に太后制とむすびつけてしまうのは危険であろう。」と述べ、太后を皇后の前身とみる見解を批判している(小林氏(前掲註(5)論文))。「太后」という語句と、令前の后妃制度とを安易に結びつけるべきではないとする小林氏の指摘は、継承するべきである。一方で、小林氏自身も太后制(氏の理解では嫡妻などの現行の後妃制度とは別に発生した天皇の共同統治者としての后妃制度)自体は存在したとみなしている。しかし、后妃が代々就任する天皇の共同統治者の地位(太后・太后制)が存在したとすれば、それは后妃と言うよりも一人の王であり、令前に複王制というべき制度の存在を認めることになるが、そのような想定は可能であろうか。令
- 前の嫡妻制・后妃間の序列の有無といった后妃の実態については、「太后」の語義を確定した後の議論となる。
- (13) 遠藤みどり「(太后制)の再検討」(『日本古代の女帝と讓位』塙書房、二〇一五年、初出二〇一一年)。
- (14) 山崎かおり「上代日本における「太后」の意味」(『古事記』太后伝承の研究)新典社、二〇一三年、初出二〇一〇年。
- (15) ただし、額田部皇女の「詔」は天皇空位時の天皇代行である点、光明子の「詔」は天皇の詔勅とは性格が異なる点で、天皇と同様の行為と考えられるかは別に検討が必要である。
- (16) 遠藤みどり「令制キサキ制度の基礎的研究」(『日本古代の女帝と讓位』塙書房、二〇一五年、初出二〇一〇・二〇一一年)。
- (17) 拙稿「『日本書紀』后妃称号に関する考察」(『文学部・文学研究科学術研究論集』七、明治大学文学部、二〇一七年)
- (18) 遠藤みどり(前掲註(13)論文)。
- (19) 雄略妃で清寧生母の韓媛(葛城氏)と欽明妃で推古生母の堅塩媛(蘇我氏)。令規では、皇太夫人は女王・氏族出身(「夫人」)の天皇生母を指す。そのため両后妃に対する「皇太夫人」は、令規に合致する。
- (20) 『書紀』天智六年(六六七)二月戊午(二十七日)条。「皇太后天皇」は、皇極・斉明天皇を指す。天智紀の記述であり、天智からみて皇極・斉明は、皇后経験者でかつ自身の生母であるため、「皇太后」の立場にある元天皇という意味で記されたと考えられる。
- (21) 小林敏男氏は、「皇太后」記載が『書紀』編者の論理的要請により記述さ

- れていることを認めた上で、欽明紀・敏達紀の「皇太后」記載に一定の史実が反映しているとする。欽明紀の皇太后転上記事（『書紀』では新帝が即位すると、「尊皇太后、為皇太后」という定型句でその生母の転上記事を載せる。）は、ほかの皇太后転上記事との整合性を考えるのであれば、欽明生母の手白香皇女であるが、欽明が安閑皇后・春日山田皇女に執政を要請した事件（欽明即位前紀四年十月条）の直後であることから、欽明紀の「皇太后」は、春日山田皇女であるとする（小林氏〈前掲註（5）論文〉）。しかし、執政要請事件と手白香皇女を皇太后とする措置が同時に執られても、執政要請事件の史実性を否定することにはならない（ただし、史実かどうかは別に検討が必要である）。むしろ欽明紀のみ『書紀』の論理から外れているとすれば、それを証明する根拠が必要となるが、それは提示されていない。以上から、欽明紀の「皇太后」は、手白香皇女であると考ええる。
- (22) 近藤左知子「大化前代のキサキの序列について」（『政治経済史学』五五五、二〇一三年）。
- (23) 近藤左知子〈前掲註（22）論文〉。
- (24) 『古事記』の引用は、日本古典文学大系本による。
- (25) 川副武胤『古事記の研究 改訂増補版』（至文堂、一九八一年）。
- (26) 日本古典文学大系本は、傍線部を分註としている。小野田光雄編『諸本集成古事記』（勉誠社、一九八一年）で諸本の異同を確認すると、すべての写本で分註とはしていない。しかし、史料5・史料6と同様の形式の記述であることから、分註でなかったとしても同じ性格の記載とみてよいと考
- える。
- (27) 川副武胤〈前掲註（25）書〉。
- (28) 矢嶋泉「仁徳の皇統と継体の皇統」（『古事記の歴史意識』吉川弘文館、二〇〇八年）。
- (29) 所生子という観点からすれば、息長帯比売命の場合、『古事記』上・中巻のなかでもっとも重要な天皇である応神の生母であり、石之比売命は履中・反正・允恭の三天皇の生母である。手白髪命は、欽明の生母である。継体にはほかの后妃とのあいだに安閑・宣化がいるが、欽明が選ばれた正統性を、生母を「太后」とすることで示そうとしたと捉えることもできる。
- (30) 川添武胤〈前掲註（25）書〉。
- (31) 「風土記」の引用は、日本古典文学大系による。
- (32) 『日本書紀』舒明十一年十二月壬午（十四日）条。
- (33) 『万葉集』巻一八左注。
- (34) 宝皇女のみ名前が記されないのは、宝皇女の名前は『書紀』のみにみえるため、また所伝が完成していなかったためではないだろうか。
- (35) 『書紀』の引用は、日本古典文学大系による。
- (36) 坂本太郎「天智紀の史料批判」（『古事記と日本書紀』坂本太郎著作集二、吉川弘文館、一九八八年、初出一九五五年）。
- (37) 和田萃「殯の基礎的考察」（『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上、塙書房、一九九五年、初出一九六九年）。
- (38) 稲田奈津子「殯儀礼の再検討」（『日本古代の葬送儀礼と律令制』吉川弘文館、二〇一五年）。

日本古代における「太后」の語義

『万葉集』の校異

史料No.	巻・歌番号	太后	太后
史料 16	一・八		諸本
史料 17	二・一四七	他本	西
史料 18	二・一四八	他本	金
史料 19	二・一四九	諸本	
史料 20	二・一五三	他本	金・神・西
史料 21	二・一五九	他本	
史料 22	一九・四二四〇	諸本	
史料 23	一九・四二六八	他本	類

(42) 『万葉集』の引用は、新日本古典文学大系による。史料16〜23の「太后」という表記について、諸本の異同を『校本万葉集』により示すと次のようになる。

- (40) 『懷風藻』の引用は、日本古典文学大系による。
- (41) 小林敏男「称制考」(『古代女帝の時代』校倉書房、一九八七年、初出一九八二年)。
- (43) 間人皇女が殯宮奉仕者であったことを確実に示す史料はないが、倭姫王が殯宮に奉仕していたことは、『万葉集』の天智殯時の歌群からわかる(後掲史料17〜20)。

(43) 史料24の太上天皇らの配列は、諸本に異同がある。新日本古典文学大系は元暦校本の目録に基づき校訂しており、本稿ではこれに従い、「太后」の用例として扱う。

「太上天皇^①太后^②」

①「天皇」―諸本。元・温はなし。

②「太」―他本。「大」―元・温・京。

(44) 廣瀬公彦「『万葉集』題詞左注にみる身分的階層性」(『國語國文』八六一七(九九五号)、二〇一七年)。

(45) 『万葉集』巻二一八五左注。

(46) ただし、『書紀』の引用が『万葉集』編纂のどの過程で書き入れられたかは不明である。

(47) 『万葉集』巻二一六〇では、「太上天皇」の歌として、天武死去の際の持統の歌を載せる。

(48) 天皇以外による詔勅は、括弧付きで表記する。

(49) 『統紀』の薨卒伝については、中西康宏「薨卒記事」(『続日本紀と奈良朝の政変』吉川弘文館、二〇〇二年、初出一九九八年)、林陸朗『奈良朝人物列伝―『続日本紀』薨卒伝の検討』(思文閣出版、二〇一〇年)などを参照。

(50) 「皇太后」の用例のうち、表2―No.13・15とNo.14の地の文に係る箇所については、光明子の尊号である「仁正皇太后」と記される。No.13・14・15は、いずれも巻22の記事である。光明子が尊号を与えられたのは、巻22の天平宝字二年八月一日のことである。よって巻22では、尊号を承けて以降の地の文においては、尊号の「仁正皇太后」で記されていることを指摘できる。

(51) 笹山晴生「続日本紀と古代の史書」(青木和夫他編『続日本紀 一』(新日本古典文学大系、岩波書店、一九八九年)。

(52) 仁藤敦史「太上天皇の「詔勅」について」(吉村武彦編『律令制国家と古

- 代社会」塙書房、二〇〇五年）。
- (53) 仁藤敦史（前掲註（52）論文）。
- (54) 『靈異記』上巻の引用は、本郷真紹監修・山本崇編『考証 日本靈異記』（上、法蔵館、二版、二〇一七年）による。
- (55) 『靈異記』下巻の引用は、新日本古典文学大系による。
- (56) 寺崎保広「『日本靈異記』を読む（二）」（『奈良史学』三三、二〇一四年）。
- (57) 佐藤長門「『日本靈異記』における天皇像」（『歴史評論』六六八、二〇〇五年）。
- (58) 佐藤長門（前掲註（57）論文）。
- (59) 義江明子氏は、女性の国政統治を「キサキ」の行為として描こうとした表現であり、景戒の生きた時代に近づくほど顕著になる「女帝＝キサキ」の表象と、孝謙の性愛に向けられた隠微なまなざしという『靈異記』成立の頃に芽生えつつあった、新しい「女帝」観を読み取っている（義江氏「古代女帝論の過去と現在」（『日本古代女帝論』塙書房、二〇一七年、初出二〇〇二年））。
- (60) 『帝説』の引用は、沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『上宮聖徳法王帝説 註釈と研究』（吉川弘文館、二〇〇五年）による。
- (61) 東野治之「法隆寺金堂釈迦三尊像の光背銘」（『日本古代金石文の研究』岩波書店、二〇〇四年）。
- (62) 義江明子「『娶生』系譜にみる双系的親族関係」（『日本古代系譜様式論』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九八九年）。
- (63) 東野治之「天寿国繡帳の図様と銘文」（『日本古代金石文の研究』岩波書店、二〇〇四年、初出二〇〇一年）。
- (64) 大山誠一「聖徳太子をめぐる若干の問題」（『長屋王家木簡と金石文』吉川弘文館、一九九八年）。
- (65) 義江明子（前掲註（62）論文）。
- (66) 岸俊男（前掲註（4）論文）。
- (67) 成清弘和（前掲註（5）論文）。
- (68) 「元興寺縁起」の引用は、『元興寺編年史料』（上巻、吉川弘文館、一九六三年）による。
- (69) 『書紀』によれば、敏達宮は百濟大井宮（敏達紀元年四月是月条）と訳語田の幸玉宮（敏達紀四年是歳条）であり、崇峻宮は倉梯に所在した（崇峻即位前紀是月条）。
- (70) 「大安寺資財帳」の引用は、『大日本古文书』二一六三四による。
- (71) 『書紀』・『万葉集』の「太后」は、天皇の殯期間の称号であった。令前后妃を夫帝生存時・夫帝死後の二段階で考えた場合、権力を行使するのは、夫帝死後の天皇空位時に限られる。そしてこの期間の大部分を占めるのは、先帝の殯である。殯を皇位継承との関連から論じた研究に、坂口彩夏「元明天皇の即位に関する一考察」（『日本古代学』七、二〇一五年）、仁藤敦史「古代王権論の成果と課題」（『歴史評論』八一四、二〇一八年）がある。なお、令前后妃の序列や女帝即位の関係に関する私見は、拙稿「女帝「非婚」と「未婚」のあいだ―「不婚の女帝」論の再検討―」（『文化継承学論集』一三、二〇一八年）でも触れた。

日本古代における「太后」の語義

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.	卷	年号	月	日	后妃名	内容	本文	校訂注
二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一八	二	一	天平勝宝四	六	十七	氣長足媛	詔勅	詔曰：始自氣長足媛皇太后平定彼国…。	「大」—兼右本「太」
二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	2	1	天平宝字元	七	二	光明子	東人の自白	詔曰：次者皇太后朝（乎）傾、鈴印契（乎）取而…。	「大」—底本なし
二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	3	2	天平宝字元	七	三	光明子	仲麻呂の上表	勅：皇帝・皇太后、如日月之照臨、並治万国…。	「大」—底本なし
二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	4	3	天平宝字元	七	七	光明子	詔勅	勅、此来、皇太后寢膳不安、稍経旬日…。	「大」—底本なし
二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	5	4	天平宝字元	七	八	光明子	詔勅	高野天皇、皇太后、与右大臣從二位藤原朝臣豊成…。	「皇」—谷森なし
二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	6	5	天平宝字二	八	一	光明子	即位前紀	詔曰：加以、掛畏朕婆皇太后朝（乎母）…。	「皇」—谷森なし
二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	7	6	天平宝字二	八	一	光明子	百官の上表	其百官表曰：皇太后、睿德上昇…。	「皇」—谷森なし
二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	8	7	天平宝字四	三	十三	光明子	詔勅	詔曰、比来、皇太后御体不予…。	「大」—紀略「大」
二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	9	8	天平宝字四	四	二十三	光明子	孝謙の「詔勅」	詔報曰：又見上皇太后之尊号…。	「大」—諸本「大」
二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	10	9	天平宝字四	四	二十四	光明子	仁正皇太后遣使於五大寺…以皇太后寢膳乖和也。		

「表2」『続日本紀』の皇太后

5	4	3	2	1	No.	卷	年号	月	日	后妃名	内容	本文	校訂注
二二二	二〇	二〇	二〇	一七	2	1	天平宝字四	六	七	光明子	光明子薨伝	太后仁慈、志在救物。創建東大寺及天下国分寺者、本太后之所勸也。	
二〇	二〇	二〇	二〇	一七	3	2	天平宝字元	七	三	光明子	光明子の「詔勅」	内相仲麻呂…伝太后詔宣曰…。	
二〇	二〇	二〇	二〇	一七	4	3	天平宝字元	六	二八	光明子	…於是、將勘問全成、太后慰勸固請…。	…天皇・太上天皇・太后、同亦行幸。	
二〇	二〇	二〇	二〇	一七	5	4	天平宝字元	六	二七	光明子	…天皇・太上天皇・太后、同亦行幸。	…於此、將勘問全成、太后慰勸固請…。	
二〇	二〇	二〇	二〇	一七	6	5	天平宝字元	六	二七	光明子	…天皇・太上天皇・太后、同亦行幸。	…於此、將勘問全成、太后慰勸固請…。	

「表1」『続日本紀』「太后」

日本古代における「太后」の語義

※『続日本紀』の引用は、新日本古典文学大系による。校訂注は、「太后」「皇太后」に対して校訂注がある場合のみ付した。

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	No.
四〇	四〇	三一	三一	二四	二三	二三	二三	二三	二二	二二	卷
延暦九	延暦八	宝龜二	光仁即位前紀	天平宝字七	天平宝字五	天平宝字四	天平宝字四	天平宝字四	天平宝字四	天平宝字四	年号
正	十二	十二		五	六	十二	七	七	六	六	月
十五	二十八	十五		六	七	十二	二十六	二十三	二十八	七	日
高野新笠	高野新笠	紀椽姫	紀椽姫	光明子	光明子	光明子	光明子	光明子	光明子	光明子	后妃名
		詔勅	即位前紀	鑑真没		詔勅		詔勅		光明子薨伝	内容
葬於大枝山陵。皇太后、姓和氏、諱新笠。：九年、追上尊号、曰皇太后。	皇太后崩。	勅、先妣紀氏、未追尊号。自今以後、宜奉称皇太后。	：母曰紀朝臣椽姫。：追尊曰皇太后。	：及皇太后不愈、所進医薬有驗。	設皇太后周忌齋於阿弥陀淨土院。	勅、太皇太后・皇太后御墓、自今以後、並称山陵。	設皇太后七七齋於東大寺并京師諸小寺。：	勅曰、：平城宮御宇後太上天皇・皇帝・皇太后。：	葬仁正皇太后於大和国添上郡佐保山。	天平応真仁正皇太后薨。：皇太后幼而聡慧。：	本文
	「太」―紀略「大」					「太」―東山・高松宮「大」		「皇」―三代格により補			校訂注

日本古代における「太后」の語義

聖武		文武	持統		斉明	孝徳	皇極	推古	用明		敏達		欽明	雄略	天皇	
聖武天皇	諸楽宮御宇勝宝応真聖武太上天皇	勝宝応真聖武太上天皇	藤原宮御宇天皇	大皇后天皇	大后天皇	後岡本宮御宇天皇	孝徳天皇	飛鳥川原板算宮御宇天皇	小墾田宮御宇天皇	用明天皇	磐余池辺双櫛宮御宇橘豊日天皇	敏達天皇	敏達天皇 (是磐余詛語田宮食国淳名倉太玉敷命也)	欽明天皇 (是磯城嶋金刺宮食国天皇、天国押開広庭也)	泊瀬朝倉宮廿三年治天下雄略天皇	
上32、中28・31、下30	上31	上5・中序	上28・30	上26	上25	上14	上5	上9	上4・6・8、中17	上5	上4	上5	上3	上2	上1	
表記																
該当箇所																

「表3」 『靈異記』における天皇

日本古代における「太后」の語義

嵯峨	桓武				光仁			孝謙・称徳		淳仁		聖武		天皇	
平安宮治天下賀美能天皇	平安宮治天下山部天皇	平城宮治天下山部天皇	山部天皇	長岡宮御宇大八嶋国山部天皇	諾楽宮御宇白壁天皇	奈良宮御宇大八嶋国白壁天皇	白壁天皇	同宮九年治天下帝姫阿倍天皇	帝姫阿倍天皇	諾楽宮御宇太八州国之帝姫阿倍天皇	大炊天皇	奈良宮治天下大炊天皇	諾楽宮廿五年治天下勝宝応真聖武太上天皇	聖武太上天皇	諾楽宮御宇大八嶋国勝宝応真聖武太上天皇
下39	下39	下39	下31・35・38	下30	下36	下16	中7・下17・20・24・25・27 30・35・38	下39	下3 9、11 13・15・38	下1	中41・42・下38	中39	下38・39	中5・中36	中1
														表記	該当箇所